

## 埋立指導事業

河内長野市土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例※に基づき、一定規模以上の埋立て事業に対する許可等、適切な事務の執行に努めた。また、条例による許可を受ける必要がない埋立て事業についても、行政指導を推進し、条例の目的・趣旨の達成に努めた。

### 1. 平成 27 年度の特定事業の許可状況

許可件数（変更許可数） 0 (0) 件

不許可件数 0 件

### 2. 平成 27 年度の特定事業に係る行政処分状況

行政処分を行った案件 0 件

※ 河内長野市河内長野市土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例

…土砂の埋立等による土壌の汚染や土砂の崩落などによる災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民生活の安全確保と生活環境の保全を目的として、平成 10 年に制定された条例。

平成 20 年には、よりいっそうの規制強化を図る観点から、定義や許可基準等に係る規定の改正を行った。また、平成 23 年に、宅地造成工事のうち面積 3,000 平方メートル以上、かつ、外部から 3,000 立方メートル以上の土砂等を搬入して行う特定事業など、実質的な土砂埋立行為といえるものについて本条例の規制対象とする改正を行うとともに、事業面積が 3,000 平方メートル未満の小規模特定事業について、一定の規制要件について緩和する改正を行った。

平成 27 年 7 月大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の施行により、事業面積が 3,000 平方メートル以上の土砂埋立事業については大阪府許可となったことから、本市条例での許可範囲を 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満とする等、所要の条例改正を行った。